

国保の被保険者証が 4月から更新されます!

☞ 新しい保険証でないと使えません

所得稅の 申告と納稅は

～ 3月15日までに～

国民健康保険に加入しておられる、ご家庭のみなさん。現在お手許にあります、保険証の有効期限は3月31日で、それ以降は使用できません。次の日程で新しい保険証を交付しますので、現在使用中の保険証を

持参のうえ、更新手続をしてください。
なお、保険証を病院などにあずけておられる方や(特)・(学)の保険証をお持ちの方で遠い所に保険証のある方は早めにとりよせておいてください。

所得稅の確定申告はお済みですか、まだお済みでない人は、3月15日までに忘れずに申告と納稅を済ませてください。
申告期限を過ぎて申告されますと、加算稅など余分に納めなければならないこともありますので、ご注意ください。

保 險 証 更 新 日 程 表

月日	曜	時 間	場 所	対 象 区 名
3、22	木	10:00~15:00	通 支 所	通 全 区
3、23	金	10:00~12:00	湯 町 市 場	湯町、上政、上安田、下女田、七重
〃	〃	13:30~15:00	俵 山 支 所	小原、木津、黒川、郷、大羽山
3、26	月	9:00~16:00	仙 崎 支 所	白方全区、祇園町、南町、栄町、本町、北本町、洲崎町、今浦町
3、27	火	9:00~16:00	仙 崎 支 所	鍛冶屋町、中新町、新町、幸町、旭町、錦町、新屋敷町、新開町、鳥越町、大日比大泊、青海
3、28	水	9:00~10:00	西深川保育園	下川西、七ノ原、後ヶ迫、開作、上川西境川
〃	〃	10:30~11:30	河原公会堂	板持全区、河原、殿台、大河内、小河内
〃	〃	13:30~14:30	湯本温泉組合事務所	湯本、門前、三ノ瀬
〃	〃	15:00~16:00	大畑小学校	山小根、渋木全区、大埴 坂水、真木
3、29	木	8:30~16:00	長門市役所玄関ロビー	田屋、駅前区、湊全区、緑ヶ丘、中山
3、30	金	8:30~16:00	〃	藤中、江良、正明市全区、上郷、下郷

国税に不服の

あるときは・・・

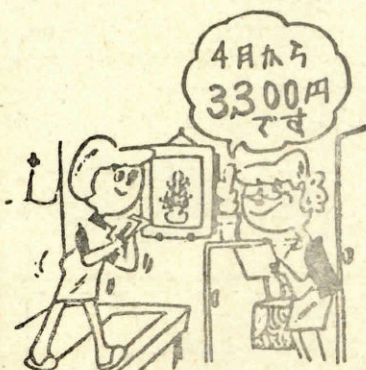
税務署から税金の更生や決定を受けたり財産の差し押えを受けた場合などで、その処分に納得できないときは、処分の通知を受けた日から2か月以内に税務署長に対して「異議申立て」することができます。
異議申立てが出ると、税務署はその処分を調べなおし、申し立てが正しいかどうかを決定します。
異議申立てについての決定になお不服がある場合、国税不服審判所長に対して「審査請求」することができます。この請求は異議申立ての決定の通知を受けた日から1か月以内に行います。また、異議申立てしてから3か月たつても税務署から決定の通知がないときは、決定を待たないで審査請求することができます。
青色申告をしている人が更正を受け、その更正に不服があるときは、処分を受けた日から2か月以内に直接、国税不服審判所長に対して審査請求することができます。
なお、異議申立て、審査請求ともに書面で行います。用紙は税務署にあります。

国民年金の保険料が変わります

— 4月から1ヵ月 3,300円 —

4月から、国民年金の保険料が現在の月額2,730円から3,300円に改正されます。今回の改正は、昨年7月に拠出年金、8月に福祉年金がそれぞれ引き上げられたことによるものです。こ存じのように、国民年金の年金額は、生活水準の変化などに応じて自動的に改善されることになっています。この年金給付の財源は、加入者が納めている保険料と、国庫金の両方でまかなわれています。このため年金額が引き上げられたときは、それに応じて保険料の額も引き上げる必要があるのです。

年金についてのご相談は、市民課国民年金係又は各支所へ。



山口県民生部国民年金課

休日診療当番医の

お問い合わせは・・・

長門市医師会では、日曜、祝祭日の治療にあたるため、当番医をきめており、ケガ人や病人がでた場合に、かかりつけの医師に電話をして不在の時には、電話2-1599番(休日救急医療情報センター)にダイヤルをしてください。当番医をお知らせします。

なお、緊急に治療を必要とする患者で自家用車又はタクシー等で病院に行かれないときは、119番にダイヤルをして救急車をお呼びください。